

裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告について

平成16年7月1日最高裁民一第270号高等裁判所長官，地方裁判所長，家庭裁判所長あて民事局長，刑事局長，行政局長，家庭局長通達

改正 平成18年3月24日民一第000166号
平成21年1月20日民一第000059号

標記の国家賠償請求事件及び告知事件については，国の代表者として訴訟を進行する法務省の係官に対し，実質上当事者の立場にある裁判所の意見又は希望を伝え，また，国が敗訴した場合の予算上の措置について，司法行政上の観点から検討する必要がありますので，その取扱いについては，下記によってください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 報告事件

報告の対象となる事件は，次のとおりとする。

1 裁判所職員が民事事件，刑事事件，行政事件，家事事件又は少年事件を処理する過程で行った違法行為を理由として提起された国家賠償請求事件（調停申立事件を含む。以下「国賠事件」という。）

2 1の国家賠償請求のため，国に対し訴訟告知がされた事件（以下「告知事件」という。）のうち国が参加した事件（以下「参加事件」といい，国賠事件と併せて「国賠事件等」と総称する。）

第2 報告のあて名

報告は，次に定める所管局長（以下「所管局長」という。）あてにする。

番号	事 件 の 種 類	所管局
1	民事事件（労働及び知的財産権に関する事件並びに家庭裁判所に係属する人事訴訟事件（以下「人事訴訟事件」という。）を除く。）を処理する過程で行った違法行為を理由として提起された国賠事件等	民事局
2	刑事事件を処理する過程で行った違法行為を理由として提起された国賠事件等	刑事局
3	行政，労働及び知的財産権に関する事件を処理する過程で行った違法行為を理由として提起された国賠事件等	行政局
4	家事事件，人事訴訟事件又は少年事件を処理する過程で行った違法行為を理由として提起された国賠事件等	家庭局

第3 報告すべき裁判所及び報告事項

国賠事件等につき報告すべき裁判所及び報告事項は，次のとおりとする。

1 報告すべき裁判所

違法行為を行ったとされている職員が当時所属していた裁判所（簡易裁判所にあつては，その所在地を管轄する地方裁判所。以下「所属庁」という。）

2 報告事項

所属庁は、国賠事件等について、次に掲げる事項を報告する。

(1) 審理の経過及び予定

審理の進行状況に応じて、各期日の経過及び結果並びに次回期日及びその審理の予定を、次の書面の写しを添付して報告する。

ア 答弁書、準備書面

イ 重要な書証（事案の把握のために必要な書証）

なお、その他の書面については必要に応じて添付する。

おって、判決言渡期日が「追って指定」とされた場合において、その期日が指定されたときは、その旨及び指定された期日を直ちに報告する。

(2) 判決の言渡し

ア 国賠事件等について、国又は被参加人勝訴の判決の言渡しがあった場合には、速やかに判決書の写しを送付する。

イ 国賠事件等について、国又は被参加人敗訴の判決の言渡しがあった場合には、判決の主文、判決要旨等を直ちに電話で報告する。国に対して判決書が送達された場合には、その旨及びその年月日を報告するとともに、判決書の写しを送付するほか、次の(ア)及び(イ)の事項を調査の上、速やかに報告する。

(ア) 上訴の要否に関する意見及びその理由

(イ) 違法行為を行ったとされる職員及び第三者に対する求償権行使の要否に関する意見及びその理由（参加事件については、報告を要しない。）

(3) 確定年月日

国賠事件等について判決が確定した場合には、その旨及びその年月日を報告する。

(4) 終局事由等

国賠事件等が、取下げ、和解等判決以外の事由により終局した場合には、その事由及びその年月日を取下げ、和解調書等の写しを添付して報告する。

(5) その他

(1)から(4)までの事項のほか、報告することが相当であると認めた事項については、その都度報告する。

3 経過報告を要しない事件

所管局長が指定した国賠事件については、2の(1)の報告を要しない。

4 所属庁が複数ある場合の報告

同一の国賠事件等において所属庁が複数ある場合における同一の所管局長あての報告事項（2の(2)のイの(ア)及び(イ)並びに(5)の事項を除く。）については、当該所属庁間の協議により定めた所属庁が報告すれば足りる。

第4 法務省からの調査依頼等に対する回答

所属庁は、国賠事件及び告知事件について、法務省から調査を依頼された場合又は訴訟に参加すべきかどうかの意見を求められた場合には、所管局長の指示により事実関係を調査の上、速やかに回答する。

第5 担当職員

1 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所において、国賠事件及び告知事件に関し、第3及び第4の調査及び連絡を担当する職員（以下「担当職員」という。）は、次のとおりとする。

番号	事件の種類	担当職員		
		高等裁判所	地方裁判所	家庭裁判所
1	第2の番号1及び番号3の事件	民事首席書記官	民事首席書記官	
2	第2の番号2の事件	刑事首席書記官	刑事首席書記官	

3	第2の番号4の家事 事件及び人事訴訟事 件	民事首席書記官		家事首席書記官 (家事首席書記官 の置かれていない 庁にあっては首席 書記官)
4	第2の番号4の少年 事件	刑事首席書記官		少年首席書記官 (少年首席書記官 の置かれていない 庁にあっては首席 書記官)

2 次の場合においては、所管局長の了解を得て、1と異なる職員を担当職員とすることができる。

(1) 裁判所の規模等にかんがみ、担当職員を1に定める官職と異なる官職の職員とするのが相当である場合

(2) 事案の性質、内容等にかんがみ、当該事件に関する調査及び連絡を1又は(1)により定めた官職にある職員と異なる職員に担当させるのが相当である場合

第6 その他

所属庁は、国賠事件及び告知事件の原因となった事件の記録、その他当該事件に関する資料について、国賠事件の終局、国家賠償請求権の時効完成等により明らかに保存の必要がなくなるまでの間、事件記録等保存規程第9条第1項に基づいて、保存に必要な措置を執る。

付 記

この通達は、平成16年7月15日から実施する。

付 記（平18.3.24民一第000166号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

付 記（平21.1.20民一第000059号）

1 この通達は、平成20年12月15日から適用する。

2 平成20年12月14日以前に家庭裁判所に係属した成人の刑事事件を処理する過程で行った違法行為を理由として提起された国賠事件等の報告については、なお従前の例による。